

あっせん・仲裁センター開設10周年 「紛争解決センター」に名称変更

～市民のための迅速・公正な紛争解決をめざして～

Topics-1

10周年記念シンポジウム 「紛争解決機関を どのように選択するか」

8つのADR機関からの報告、利用・選択の指針に



あっせん・仲裁委員会（現 紛争解決センター運営委員会）は、3月15日午後4時から、弁護士会館クレオにて、あっせん・仲裁センター10周年記念シンポジウムを「紛争解決機関をどのように選択するか」というテーマで開催した（共催：法律相談センター運営委員会）。

参加 ADR 機関

- 東京地裁民事22部
坂本 宗一（東京地裁民事22部判事）
- 東京労働局
駒場 修一（東京労働局企画室室長補佐）
- 日本知的財産仲裁センター
山崎 順一（第二東京弁護士会会員）
- 東京土地家屋調査士会境界紛争解決センター
國吉 正和（土地家屋調査士）
- 日弁連交通事故相談センター
園 高明（東京弁護士会会員）
- 第一東京弁護士会仲裁センター
加藤 慎（第一東京弁護士会会員）
- 第二東京弁護士会仲裁センター
津川 哲郎（第二東京弁護士会会員）
- 東京弁護士会あっせん・仲裁センター
伊藤 紘一（東京弁護士会会員）

※敬称略

当会のあっせん・仲裁センター（2005年4月、名称を「紛争解決センター」に変更）は、1994年7月15日に市民のための迅速、公正な手続きによる紛争の法的解決を目的として設立され、毎年130件から150件の案件を処理している。

司法改革の一環として、公的・私的なADR（裁判外紛争解決手続）機関が多く設立されつつある中で、ADR機関に対する市民の認知度も高まりつつある。今後もADR機関はますます増える傾向にある。そこで、会員のADR機関に対するさらなる理解と、同時に利用・選択の指針になればとの考えから、今回のシンポジウムを企画した。

当日参加いただいたADR機関は左記のとおりである。

岩井重一東弁会長の開会の挨拶の後、各ADR機関のパネリストから各機関の特色、利用の現状、今後の見通しなどの報告があった。

質疑応答では、労働局へのあっせん・仲裁人の質に関する質問があった。

当日の参加者数は81名であった。シンポジウム終了後、懇親会が行なわれ、その席上、この企画が成功裏に終わったことが参加者の中で確認されていた。

（あっせん・仲裁センター10周年記念シンポジウム
実行委員会委員長 西口 徹）

Topics-2

調停技法研修特別講演会・同基礎講座

再び調停技法ロールプレイ



東京弁護士会紛争解決センター（旧 あっせん・仲裁センター）は、昨年に引き続き、世界的に活躍する調停人のグレッグ・F・レルイェー氏（右上写真）を米国より招聘し、4月1日及び同2日、弁護士会館において、同氏を講師とする調停技法研修特別講演会及び同基礎講座を開催した。

調停技法の研究及び研修は、紛争解決センターが近時最も大きな力を入れている分野のひとつである。当センターは、裁判所の裁断的な解決にはない平和的な紛争解決を目指し、独特の迅速かつ平和的な解決において着実に実績を伸ばしてきたが、残念ながらノウハウを蓄積して体系化し共有するには至っていない。裁判所の調停システムにおいても、未だノウハウの体系化は進行していないようである。調停や和解という調停的な解決方法は、世界に先駆けてわが国が近代司法制度の中に採用し築き上げてきたものであるが、そのノウハウについては、各調停人の経験や感覚に委ねられており、体系化や共有化は進んでいないのが現状である。

そこで、当センターでは、近時急速に調停技法の体系化を進めている米国において調停技法の指導に携わっているレルイェー氏にご講演をお願いし、実務的かつ実践的な技法を当会会員に体得していただくとともに、紛争解決技法の体系化・共有化のイメージやその必要性について実感していただけるよう腐心した次第である。

本年は、4月1日に昨年の受講者を対象とした応用編特別講演、同2日にロールプレイを多用した基礎プログラムを開催した。1日の特別講演においては、当会のみならず他会からも多数の方々にご参加いただいたこともあり、活発な双方向型のプログラムが展開された。ご講演いただいた具体的かつ実践的なノウハウの数々は、わが国の調停人・あっせん人が知恵を結集して体系化を進める際にも大いに参考になる内容だったはずである。また、2日の基礎編においても、意欲的な若手会員をはじめ多くの会員のご参加により、建設的かつ積極的な議論が展開された。リラックスしたモードの中で楽しみながら、「要件事実」とは別次元の発想を体感していただけたのではないかと考えている。

新しい時代において、弁護士は、単に勝ち負けを争うのではなく、真に紛争を解決するプロとしての技術を求められることになる。今後、当センターは、同氏の講演から受けた示唆を十分に活用し、わが国発信の紛争解決技法を構築すべく研究を重ねる予定である。未だ世界的にも確立されているとは言い難い紛争解決技法に関し、我々はその構築において中心的役割を果たすことのできるポジションにある。当センターへの多数の会員のご参加をお願いする次第である。

（紛争解決センター運営委員会副委員長 鈴木 仁志）